



Title	討論. 消費者法における公私の協働 (2・完) : 実定法学のクロスロード
Citation	北大法学論集, 57(6), 132-154
Issue Date	2007-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/20548
Type	bulletin (article)
Note	シンポジウム「消費者法における公私の協働」(札幌, 2006年2月5日, 「市場環境・生活環境の秩序形成における公私の協働 《公共圏》の実定法学的構造」プロジェクト主催, 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター共催)
File Information	57(6)_132-154.pdf



[Instructions for use](#)

〈討論〉(午後の部)

司会(曾野裕夫・北海道大学教授) それでは、討論の部を

はじめたいと思います。まず、島田先生と池田先生に対する質問等から始めて、最後の方で、全体の総括的な話に移れば理想のかなと思います。基本的には自然の流れに任せようと思います。どこからでもどうぞ。

和田俊憲(北海道大学助教授) 島田先生に単発の質問なのですが、勧告に従わない事業者名の公表というのは、具体的にどのような形で行っているのかということをお教えいただけますか。

島田 私も現場にいるわけではないですから、一般的に申し上げますと、条例の定める手続きに従いまして、指導、意見陳述の機会の付与、勧告を経て、最後に事業者名公表ということになります。

和田 普通に生活していて、事業者名が分かるようなシステムになつてはいないわけですか。例えば、極端な話、テレビのCMで流すとか、そういうことは通らないわけでしょうか。

も。

島田 事業者名をどういう形で公表しているかということ、これは東京都のマスコミにおける位置ということにかかわりませんが、東京都の場合には、マスコミはすぐ報道してくれますから、新聞で「東京都事業者名公表」というような形で報道されます。

それから、東京都のホームページで公表しています。今回も、東京都に行きまして、今回の報告に使用してよいかと尋ねたところ、「これはすでに公表しているものですから、秘密ではございません」ということでした。

和田 そうすると、情報公開という雰囲気での公表ではないということですか。もう少し懲罰的なのか、市中引き回しではないでしょうか。公表というのは、やり過ぎるとまづいような気もするのです。事業者だといふような気もしますが、個人名などですと、公表というのはかなり問題もあるのではないのでしょうか。

島田 事業者名公表の位置づけについてお答えしますと、条

例違反に対して罰則は科さないという基本的スタンスで、東京都消費生活条例はできていくわけです。事実上のサンクションが事業者名公表だという考え方がとられています。しかし、事業者名公表には限界もあります。悪質業者というのはすぐ社名を変えますから。

ただ、それでも、事業者としては、事業者名を公表されるということ自体、やはり相当プレッシャーになるわけであって、今ぐらい迅速にやっていたら、それなりに効果はあるんだろうと思います。

瀬川信久 (北海道大学教授) 事業者名公表に関連して、ちよつとよろしいですか。私も少し前まで北海道の消費生活審議会の仕事をしていたものですから、東京都が最初の平成一三年の発表をしたことを覚えていきます。その直後の平成一四年に、北海道の消費生活審議会でも「不当な取引に係る情報提供のあり方」を検討し、一五年に北海道消費生活条例を改正し、情報提供基準を決めました。そして、それに基づいてその年に事業者名を一件公表しました。東京都の事例は、非常に悪質で、刑事告発も進んでいた事件だったものですから、個人名まで一緒に発表しています。

ただ、その後、刑事告発後逮捕というのは書いていなくて、

行政だけの処分なんです。だから、最初は悪質性がかなり顕著なものでやって、道筋を付けたのではないかと思うんです。北海道の場合は、東京都のそういう動きを見ながら、やはり二件ぐらい公表しましたが、これは刑事手続きにはならなかったと思います。ご参考までに。

司会 それでは、吉田先生、お願いします。

吉田克己 (北海道大学教授) 別の点で、島田先生にお伺いしたいことがあります。東京都の場合、審議会が非常に大きな役割を果たしている、答申も審議会の委員が起草して、事務局の方は意見を述べるにすぎないとか、あるいは、ご報告の最初の方では、むしろ審議会が消費者行政の中心になっているというふうなお話もあつたかと思えます。それを前提にして、これは東京都の特徴なのかどうか、他の自治体でも同じようなことがあるのか、そのような点について、何か分かりましたら、教えてください。

もう一つは、そのように大きな役割を果たす審議会というのは、すごく大変だと思うのです。私も、多少そういうことをすることもありますが、自分が中心になったらとてもかわらないというような発想をまず持つてしまいます。そういうことを前提にして、たぶん中心的にこういうことを進めていった

方というか動きがあると思うのですけれども、どのようないきさつでそのように審議会中心になったのかを教えてください。ば幸いです。

他方で、行政というのは、大体は自分たちでやりたがるわけですね。審議会については、やはり事務局が実質的な中心的役割を担いたがる。そうだとすると、抵抗というのは変な言い方ですが、そのような動きもあつたのではないかと考えられます。そのあたりの動向についても、併せて教えていただければと思います。

島田 これは、記録を取っているということだから、あまり不確かなことは言えませんが、少なくとも私の理解では、やはり正田彬先生の功績というものが大きかったのではないかと思います。特に正田先生の時代というのは、消費者行政をどうしたらいいかなどという、いわゆる模範解答はどこにもないわけです。そうすると、東京都が率先して独自の消費者行政を展開しなければなりません。研究者であり、実践的なことに対して関心のある方が中心になって、ある意味ではゼロからつくり上げていくというようなところで、正田先生が、十数年かけて、東京都の消費者行政の基盤づくりをしたといえるかと思えます。

その後、私は清水会長時代から参加しているのですが、こう

いうことを言つてよいかどうか分かりませんが、私は本務校よりも当時は都庁へ行つている方が時間が長いんじゃないかというぐらい、毎週都庁に行つておりました。

なぜその気になるかというと、ある意味では、非常に勉強になるからです。特に、私たちの時代というのは、高齢化や情報化などどこでも言われているけれども、消費者問題の所在と解決策について回答があつてないような時代でした。法律家だけではなくて、社会学や経済学などいろいろな分野の人と頻繁に会議、というより研究会に近いものでしたが、そこで意見交換を行う。耳学問かもしれないけれども大変勉強になりました。

それから、先ほど言いました、国の審議会等で、意見を言つても、文章表現を変えるぐらいの影響が力しかないのに、行政の答申素案を自分の文章で書けるといえるのは責任も重い、それに魅力があつたといえるのではないかと思います。現在は、都の審議会のすすめ方も、われわれの時代と変わつてきて、職員がより前面に出てきているようです。

少し具体的にお話しますと、第一〇次は、高齢化を扱つたのですが、当時はまだ高齢社会の議論をするときに、高齢者というのはいやなり心身機能が低下しているのだというようなイメージで、高齢社会を議論していたのですが、この答申では高

高齢者は元気であるというコンセプトで書いているのです。それは、老人心理学の委員がいて、その方と我々は相当いろいろな議論をして、いろいろ教えてもらいました。今でも覚えておりますが、青少年問題は年齢で議論してもよろしいけど、高齢者の場合には、年齢で、何歳以上がどうかという議論はできないと言っています。明らかに個別差・個人差の方が激しいのだということを教わりまして、確かにそうだというような感じがしました。厚生労働省あたりがそういうスタンスに変えたのは、数年前ですね。東京都の方がはるかに早かった。では、なぜ、高齢者が被害を被るかということ、むしろ社会からの孤立が被害の要因のひとつであるということを描いておられます。

そういう意味では、例えば高齢社会において、消費者行政はどうあるべきかなどという議論をゼロから考えるというときに、先ほど言いましたいろいろな分野の人がいて、頻繁に議論できるといえるのは、かなり勉強になった。そういうものがあつたから、かなり熱心に一生懸命やったのではないかと思っております。回答になっているかどうか、分かりませんが。

司会 すでにお答えになっているのかもしれませんが、行政がなぜそのようなことを許したか、という点はいかがですか。

島田 東京都の正田先生時代というのは、東京の消費者行政

の職員も先生といっしょになって考え、仕事をしたということもあろうかと思えます。正田先生を中心にして、都の行政の人も消費者団体の人も一緒になって都の消費者行政を築き上げるという、そういう熱気というものがあつたようです。研究者が自己の考えで行政をすすめるのではなく、都の職員、消費者代表がいっしょになって議論し、都の消費者行政を展開してきたといえるのではないかと思います。

それから、ついでに言いますと、正田先生や清水先生は、国と都はスタンスが違うということで国の消費者行政の仕事はなさらなかった。ところが、私や現在の松本会長の時代には、国の消費者政策の積極的展開のなかで、国民生活審議会で消費者契約法を議論しているときは都の審議会メンバーとかなり重複していたのです。

最後に私が申しましたけれども、国が積極的になったのはいけれども、そういう時代に、東京都の消費者行政の特徴をどう出すのかということが希薄化しているのではないかと。ある意味では、新たな課題なのです。

それから、もう一つ、単なる事実の指摘ということになりまして、正田先生などに鍛えられた職員の方が、ここ二、三年で、定年退職されるのです。都職員の研修をきちんとビル

ト・インしていかないといけないという課題もあろうかと思いません。

瀬川 少し関連して、今、北海道で財政再建のためにいろいろな組織のリストラを進めているのですが、外部からの人がトップに近いところにいるとか、外部者が入っている審議会があるところと、そうでないところでは進め方に違いがあるように思います。外部の意見が反映されないとどうしても財政再建のためのリストラが一直線に進むのに対し、外部の意見があると少しいろいろ工夫されるように思います。ですから、役所の論理だけで進まないためには、行政の中でも少し独立した、例えば専門家の観点を入れることが大事ではないかと思えます。

島田 先ほど言い忘れましたけれども、消費者行政の特殊性というのがあるかと思えます。つまり、自治体行政は、対応する許認可権を持った国の行政組織があるときに、国の施策に大きな影響や拘束を受けるわけですが、消費者行政は、ご承知のように、一部、特商法や貸金業規制法などについては関連省庁があります、消費者行政全体についての国の省庁は、かつては経済企画庁、現在は内閣府です。調整官庁ですから、国に対しての影響は少ないといえる。自治体が比較的、独自に自由に施策を展開できる分野であるといえましょう。

司会 では、吉川先生、お願いいたします。

吉川吉樹（北海道大学助教） グリーンコンシューマー活

動が、もともと行政中心であったにもかかわらず、三年の内に、スムーズに消費者中心の仕組みになっていったという点について、具体的に教えていただければと存じます。

協働の仕組みづくりとしても、一つのモデルケースになるだろうと思われれます。そこで、もちろん初めのところでは、行政が人的にも金銭的にもサポートしていたのであろうと思われるのですけれども、それがうまく消費者中心につながっていったということについて、どの辺りに秘訣というか、これからのモデルづくりをするに当たって参考になるところがあるのか、教えていただければと存じます。

島田 出発点は東京都消費生活審議会です。当時、私は部長でしたが、審議会活動の中で委員は、消費者団体の方々が都職員と頻りに会って意見交換や議論をしておりますので、東京の消費者団体の人たちと一定の人的信頼関係ができていました。このような人的信頼関係のもとに協働の仕組みづくりを行ったといえます。

それから、もう一つ指摘しておきたいことは、当初の協議会の運営委員会に企業の方に個人の資格で参加してもらいました

が、これらの方々がいろいろ有益なアイデアを出してくれ、役立ちました。企業人も、消費者として生活しているわけですから、このような方策も参考になるかと思えます。また、このことが事業者との協働の仕組みづくりに役立ったと思えます。

司会 では、新堂先生、お願いいたします。

新堂明子(北海道大学助教授) 島田先生に二つ質問と、池田先生には確認を一点したいと思えます。

まず島田先生への質問の第一点目は、レジ袋削減という話が、今、進んでいると思えます。これとグリーンコンシューマー活動というのは、何か関係があるのでしょうかという質問です。

第二点目は、公私の協働という議論とどう結び付くのか、私の方では分からないのですが、消費者契約法が制定される前後に、消費者側の自己責任という議論が非常に盛んにされて、消費者契約法もかなり後退したのではないかとこの議論があったのですけれども、東京都の消費者行政において、消費者の自己責任という議論は、消費者行政の活動について、抽象的な質問ですが、どういうふうにかかわってきたのか、例えば後退の方向に行ったのか、それとも、自己責任も課すけれども、消費者行政の方からかなり手を入れるのかという方向で進んだのか、自己責任の議論との関係を教えていただきたいということ

です。

それから、池田先生の方には、確認なのですが、非常に枠組みがクリアで勉強になりました。最後の「まとめ」のところ、第一点、消費者の部分集合の取りまとめ役という理念型と消費者集団全体の保護者という理念骨子は、いろいろな答申や骨子などでも、同じ言葉ではないかもしれないですけども、出ていた考え方なのか、それとも池田先生のまったくオリジナルな視点なのかということですか。

また、もし骨子などで意識されていたとすると、わりと自身に理念型の混在が見られるというところで、政策論だからしょうがないのだということだったのですけれども、審議会でその骨子をつくった先生方は、そのへんも意識して、わざと混在させたのかどうかというところを質問したいと思えます。

島田 最初のレジ袋の話というのは、最近、私はグリーンコンシューマー東京ネットから退いておりますから、現在どう扱われているのかわかりませんが、一般的に申しますと、グリーンコンシューマーというのは、コンシューマーという言葉を使っておりますように、消費者の最大の武器は何かということ、商品を買う、買わないの決定と、何を選択するかは消費者であるというのが原点です。環境に配慮した商品を買ひ、環境への

負荷の多いものは買わないようにする消費者を増やせば、市場を変えることも可能であるというのがグリーンコンシューマー活動です。レジ袋との関係でいうと、マイバックを普及させようという方針はございました。

あとの方のご質問ですが、これは大変難しい問題なのですが、実は、一九九〇年代に入ってまいりまして、当初は規制緩和と言われて、途中から規制改革という言葉に変わりましたけれども、それで、東京都でも、では消費者行政、規制行政はどうか、やるのがなくなるのではないか、もう支援行政だけなのかという不安もあつたようです。

国の方も規制緩和と言うと誤解が生じるから規制改革という表現に変えます。緩和する規制と、むしろ強化する規制とがある。ご承知のように、目的は市場メカニズムによる活性化であるから、ルール透明化、ルールの導入、ルール監視の重要性が明らかにされてくる。だから、自己責任ということは、念頭に置いておりますが、自己責任だから、何もしないのではなくて、むしろ国生審の議論もそうですし、東京都の消対審の議論もそうですけれども、規制緩和時代、あるいは規制改革が進むというのは、要するに事前規制の緩和撤廃であつて、市場ルール、民事ルールは、なければつくる、不明確だったら、これは

透明化を図ることを重視する。それから、公正かつ自由な競争の実現をめざすわけですから、ルールに違反した人に対しては監視は強化するという方向が明らかになってきています。先ほど言いましたように、条例に基づく事業者名公表などは、そういう流れにあります。だから、ルールや条例に違反するものほとんど摘発していく。それがいわゆる自己決定・自己責任を負う環境づくりであるということになる。

司会 ありがとうございます。次は池田先生にお願いいたします。先ほどの消費者の部分集合の取りまとめ役というモデルにおける、取りまとめ役というイメージがよく分かりませんでした。具体的に個々の消費者を本当に取りまとめめて集団訴訟をするということではなく、抽象的に消費者に分属している個々の請求権を代わりに行使するイメージかなと思うのですが、このイメージをもう少しご説明いただけますでしょうか。新堂先生のご質問への回答と合わせて、お願いできればと思います。

池田 私も昨年から北海道の消費生活審議会の会長を務めておりますが、この審議会は島田先生ご紹介なさったほどには活発に会合を開いているわけではなく、やはり東京は特別だと

感じました。

しかし、時々の問題に迅速に対応するため、この審議会の下に検討部会が設けられ、精力的な検討がなされることはあります。二代前の会長だった瀬川先生の際にも、先ほど瀬川先生からご紹介のあったような問題を検討するための部会が設けられ、私の前の会長さんのときも部会が設けられました。それは、北海道における消費者に対する相談体制のあり方を検討するための部会で、北海道はどうしても広く、地域間格差もある、そのような状況の下で望ましく、かつ、持続可能な相談体制とはいかなるものかを検討いたしました。現在はその実施状況を見ている段階ですので、特に部会は設けられておりません。

ところで、現在、北海道が抱えている問題は何かと言いますと、たとえば札幌市内で何か問題が起こったら、十分な相談を受けられる、札幌駅の北口の傍にあるエルプラザというビルには札幌市の消費者センターがあり、相談窓口も設けられています。しかし、北海道でも地方に行くと、なかなかそんなに簡単ではない。なぜなら、市町村レベルで、特に人口が少ない場合には、熟練した相談員を置くなどといったことはそもそもコスト的に困難なのです。そこで、北海道の場合、ご案内の通り、一三支庁という、北海道を一三のブロックで分ける制度があり

ますので、支庁レベルで熟練した相談員を置こう、またその相談員は各市町村に対してもアドバイスをする体制にしようということになっており、当面はこれが続くと思います。しかし、コスト的にはやはり大変ですし、特に北海道は財政難ですので、限られた予算をいかに効率的に使って、ニーズに十分対応していくか、知恵を絞らねばならないところです。東京都のように、予算も人員も豊富だというのは、まさに「夢のような話」というのが正直なところです。ただし、消費者問題の場合、東京で起こった問題がその後地方に飛び火するといったケースも多々見受けられますので、まず東京でしっかりとした対応をしていただければ、こちらとしても助かると思います。

次に新堂先生のご質問ですが、この二つの理念型はもちろん従来の議論から大いに着想を得ていますが、しかし、最終的には私が構成したものと云った方が責任の所在が明確になると思います。検討委員会の報告では、消費者全体の代表者と考えることが前提とされており、これが委員の方々の共通の基盤だったのではないかと思います。だから、少々潔癖症とも思えるところがあるわけで、その背景には消費者基本法の存在があると思います。消費者基本法で、消費者団体に明確な社会的役割を与えた、この位置づけがなければ、今回の改正は困難だっ

たのではないかと感じています。私が参加した研究会でも、まず消費者基本法で消費者団体に法的な位置づけを与え、その後、消費者契約法の改正に臨むという方向性が何となく感じられましたし、このような位置づけを与えること自体は望ましく、非常に的確だと思えます。

では、なぜ、このような二つの理念型をいわば「でっち上げた」かと言いますと、研究者の視点から『報告の概要』や『骨子』を検討する場合、一体どのようなスタンスで臨むべきかを相当考えさせられたからです。一つ一つの個別論点について政策論争を展開するのか、それともそれがある程度突き放した形で、何か示唆的なものを与えられる可能性があるのかという点を考えてわけです。

先ほど言った通り、検討委員会での議論もそうなのですが、議論自体は、制度の実効性、つまり、いかにして差止めの実を上げるとかという問題と濫訴の弊というのが基本的な対立軸であり、個別具体的な問題を検討するさいも、そこで議論がなされ、問題ごとに一つ一つ対応が決まってくわけです。そして、個々の問題について、最終的には政策論によって決定されるということ自体に対して反対するつもりはありません。いくら理念型を構築したとしても、では、実際にどのような政策を採るか

なると、現状認識や将来予測を抜きにしては考えられません。ですので、基本的にはこちらの方向のはずだけれども、この個別論点には、このような事情があるから、だから、基本的な方向性とは逆の選択をするといったことは、たとえ理念型を立てたところで、必ず行わねばなりませんし、そのような検討の結果、結局、今回の案と同じになるといった事態もありうるわけです。しかし、特に『骨子』を一見したとき、何かちぐはぐと言いますか、アンバランスを感じました。こちらでここまで言うのなら、そちらでもっと踏み込んでよいのではないかと、いう感想です。そこで、一体自分はなぜそのように感じるのか、それは何に由来するのかと自分自身で内省的に反省した結果、自分はこのような考え方、このようなイメージを背景として持っていて、その間を揺れ動いているのではないかと感じました。そこで、それを図式化して示すために、このような作業を行って見たわけです。

最後に、取りまとめ役というイメージに対する曾野先生のご質問ですが、こちらは全く練られたものではなく、むしろ私の方がご教示を得たいというのが正直なところです。今回の報告の順番は、実は発想の順番でもあります。取りまとめ役という発想を思いついたのは、差止めについて考えたときではなく、

損害賠償について検討したときなのです。損害賠償に関するドイツやフランス、あるいはイギリスの法制度を勉強して、このような着想を得ました。もし「取りまとめ役」という表現が気になるのであれば、「助力役」と言っても一向に構いません。表現方法自体にあまり意味があるわけではありません。

しかし、このような分析をしてみても、次の点に気づいたわけです。つまり、今回の改正案は差止請求の導入を目指すものであり、損害賠償にはふれていません。その理由は、損害賠償には解決せねばならない、しかも、困難な問題がたくさんある、ということだと思います。これは確かに正しい認識だと思います。しかし、損害賠償において困難な問題が生じる背景を探り、そのような観点から逆照射してみると、差止請求の場合もその根拠・背景となりうる考え方にはやはりいくつかのタイプがあつて、そのうちのどのタイプを採るかによって、あたかもセット商品のように、この考え方を採れば、その結果、具体論は概ねこうなるし、違う考え方を採れば、また違った方向に向かう、という関係性はあるのではないかと考えたわけです。ただし、もちろん、基本的方向性が決まったとしても、現状認識や将来予測によって、個別の具体論について調整がなされることはあると思います。

そのような観点から、まず損害賠償の局面を見てみると、報告でも言いましたように、損害賠償請求の取りまとめをする機能だけなら、消費者団体がそれを行っても、それほど抵抗感を感じないわけです。単に助力をするだけです。しかし、それ以上の機能となると、本当にいいのだろうかと考え込むわけです。そこで、「飛躍」の度合いという考え方が出てきました。では、以上の分析道具を使って、差止請求を整理するとどうなるであろうか、何か整理できないかと考えたわけです。従って、理念型以下、今回の報告で用いた概念は分析道具にすぎません。「取りまとめ役」という表現方法も練り上げられたものではなく、ぱっと思いついたのがこの言葉だったというだけです。

司会 ありがとうございます。ほかにいかがですか。では、吉田先生、お願いいたします。

吉田 池田先生に一点質問いたしましたので、その回答について、佐伯先生からコメントをいただければと思います。

池田報告のレジュメで言いますと三ページ目なのですが、金銭的給付の機能を四点に整理していただいて、とても参考になります。ありがとうございます。その中に「(2) 事業者からの利益剥奪」という機能が挙げられており、没収・追徴もこれに当たるか、というコメントが記載されています。そして、

利益剥奪の具体的なイメージとして、団体訴権との関係ではドイツの例が挙がっているわけです。

お聞きしたいのは、報告ではドイツの例の紹介ということでも話されたと思うのですが、日本でも日本で団体訴権を入れていくとして、利益剥奪という機能を日本ではどのように考えればよいのかということですね。この質問は、レジユメでも触れられているように、没収・追徴と関係してくると思いますので、それについて、池田先生の回答のあとに、佐伯先生の方からコメントをいただければありがたいと思います。

池田 午前中の佐伯先生のご報告を伺い、非常に勉強になりました。特にこの部分は、機能的には相当似ているように感じました。

ドイツの利益剥奪請求で注目すべきは、確かにこの請求権を行使するのは消費者団体ですが、結局そのお金が入るところは国庫であるわけです。その点では、実は没収・追徴と変わりがありません。そして、ドイツにおいても、この制度を導入するさい、財団のようなものを組んではどうかという話があったのですが、それでは管理費用がかかってしまうとの理由から国庫に入れることにしようです。この点でも佐伯先生のご報告で伺った事情と通じるところがあります。

ただし、もちろん違った点もあります。午前中、佐伯先生に質問させていただいた点に絡みますが、ドイツのこの制度の場合、被害者個人が損害賠償を求めることが困難であることは前提とされています。また、これはなかなか難しい点なのですが、ドイツの不正競争防止法の場合、確かに第一条ではその目的として消費者保護が掲げられてはいるのですが、不正競争防止法それ自体が個々の消費者に対して損害賠償請求権を与えるという構造にはなっておりません。また、もちろん消費者が例えば民法に基づいて損害賠償を求めることは可能ですが、その場合も不正競争防止法は消費者に損害賠償請求権を与える法規とはされていません。

しかし、では、実際に事業者が消費者に損害賠償した場合はどうなるかと言いますと、事業者が国庫に納めるのは自分の得た利益から消費者に賠償した額を差し引いた額だけでよい、という形で調整がなされています。のみならず、事業者が国庫に利益を納付した後になって、消費者に損害賠償をした場合、確かにその分を国庫から還付してもらええる仕組みになっていたと思います。消費者に損害賠償請求権を与えるものではないとされながら、このような調整はなされることになっているわけです。ところで、ドイツの利益剥奪請求権と日本の被害回復給付金

制度との最大の違いは、利益剥奪請求権の場合、事業者から不当な利益は剥奪しますが、国庫がそれを被害者に分配することまでは考えられていないという点にあります。国が幹事役になつて、個々の消費者に配っていくような制度としては構成されておられません。それは、先ほど言った通り、不正競争防止法自体が個々の消費者に損害賠償請求権を与えるものではないという点に由来するものかもしれません。従つて、佐伯先生のご報告を伺つて、日本の給付金制度の方が少なくとも消費者の救済という側面から見ると、親切なのではないかと感じました。

もちろん、刑事法本来の目的に反しない限りでという限界はありますが、こちらの方が実効的な被害者保護に資するでしょう。すると、このようなコンセプトで制度を仕組んだり、拡充した方がよく、ドイツの利益剥奪請求の方式に拘泥する必要はないのではないかと感想を持ちました。

佐伯仁志 (東京大学教授) どういうふうに申し上げればいいのかよく分からないのですけれども、まず違法行為を行つて利益を得ている者がいるという場合に、その利益というのは剥奪されるべきであるということがあります。なぜ剥奪されるべきなのかというと、公平の観点からとか、正義の観点からとかいふしかないかもしれません。そして、剥奪されるべき

であるということが、共通の了解であるとする、後は誰が取り上げていいということになるのかもしれない。

アメリカの懲罰的損害賠償の場合には、抑止の目的で、私人が実損額以上の高額な賠償を得るわけですが、そのことによって、将来の違法行為が抑止されるのであれば、被害者がもうけてもいいのではないかとということなのでしょう。不当な利益が剥奪されるべきであるなら、剥奪されたものが国に行くのか、被害者に行くのか、あるいは第三者に行くのかというのは二次的な問題なのかもしれません。

それから、違法な行為を行つた者に利益が残ると、将来また違法なことをやるインセンティブになるとするのは確かなのですけれども、では、利益を剥奪すればインセンティブはなくなるかという、発見され摘発される可能性が100%ではない以上、利益を剥奪しただけではだめ元にすぎませんので、違法行為を抑止するためには、それが刑罰であるかどうかはともかくとして、さらに制裁をプラスする必要があるということになります。

ここでも、そういう制裁として金銭的負担を課すると、徴収した金銭が国に行くのが必然ではなくて、被害者に行つてもかまわないと思います。罰金は今は国庫に入つて一般財源に

なっているのですけれども、これを特定財源にして被害者支援に当てるべきではないかという議論もあります。違反者に対してサンクションを課すということと、その結果誰が潤うべきか、あるいは何に使うべきかというのは、また別個の議論になるのだろうと思います。

それから、ある機能を持つということとそれを目的にするということとはどういう関係なのか、これは昔からよく分からない点です。よく損害賠償の抑止機能ということが言われますが、抑止の目的とどう違うのか。被害の補填ということだけであれば、保険で十分であるとしても、わざわざ不法行為制度というものを設けているのは、違法行為の抑止の目的があるのかもしれないですね。そうすると、刑罰と不法行為制度というのも結局同じことを目的としていて、ただ、違反行為者の賠償資力には限界がありますので、不法行為法では抑止に十分でない場合に、国が出てきて、刑務所に入れる、払えない人には、体で払ってもらう、そういうことが、本来の刑罰の目的で、それ以外の部分はすべて不法行為に任せてしまっているのだ、そういう考えもあり得ると思います。あまりお答えになっていないのですが。

司会 ありがとうございます。では、池田先生、どうぞ。
池田 一つ考えなくてはいけない問題として、事業者からの

利益剥奪と言ったときの「利益」とは何かという問題があるように思います。剥奪されるべき「利益」とは、「純益」なのか、それとも「粗利益」なのか、それとも代金そのものなのかといった問題です。例えば品質の悪いものを売ったとしても、その品質の悪いものを作るために費用はかかっているはずで、代金と純粋な儲けとは違うはずですが、具体的にいくらかという問題があります。細かな議論になりますが、ドイツの利益剥奪という「利益」とはどうやら「純益」を考えているようですが、刑法で没収追徴の対象となるのは「純益」には限られないはずです。

ですので、同じ「利益」剥奪といっても、民事法的な利益剥奪という「利益」と刑事法的な、付加刑というか、刑罰として取り上げられることになる「利益」とは、やはり捉えられ方が少し違うのかもしれないですね。しかし、だからといって、民事上の利益剥奪における「利益」とは絶対に「純益」でなければならぬ、そこに費用を加えてはならないということにはならないでしょう。抑止力とか、実効性確保のために、基本は利益の剥奪だけでも、このさい、丸ごと取った方がよいという政策論、あるいは解釈論があっても、そのこと自体は否定されるべきものではないように思います。

不正競争の定義規定が置かれているのですが、ほとんどは知財に關係するもので、消費者訴権という話にはならない、消費者に処分権を与えるということにならないものが多いのですね。

最大の候補は二条一項一三号。もしかすると、それ一つかもしれない。品質誤認表示ですね。もし、これが消費者契約法と重なるのであれば、おそらくそちらで認めれば済むということになるのではないでしょうか。この辺が、ドイツと状況が全然違うのですね。ドイツでは、不正競争防止の一般条項がありませんので、日本で言えば、独占禁止法あるいは景表法で規定しているような行為を不競法で規制しています。かつ、それに消費者団体訴権をかぶせて、日本であれば景表法違反行為として行政規制の対象になっているものに匹敵するぐらいの多数の不正競争違反行為が訴訟で争われている状況があるのです。そういうところと、日本のように一般条項を持っていないということでは、たぶん実益が違うのではないかなという気がします。ですから、むしろ実益は、池田さんも抱き合わせて例を挙げてくださいように、独禁法の方ですよ。

ここで、もう一つ、少し気になることがあります。独禁法の方には二四条で、一応消費者団体訴権ではありますが、差止請求権が認められています。ただ、これが「著しい損害」と書

いてあるがために、消費者訴権を認めたものではないという考え方が説かれることがあるようです。どうもお話を聞いていると、そもそもそういう解釈ではないことを前提に、やはり今回の消費者契約法の改正をしようということなのかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

簡単にまとめますと、結局、消費者団体訴権を認めるときに「濫訴の弊」といった場合、消費者個人に差止請求権を認められている国とそうではない国では、ずいぶん話が違いますね。例えばドイツだったら認められていないわけだから、消費者団体訴権というものに関して、一応そのことを考えて詳細に定める意味はあると思うのです。日本ではどうなのかがよく分からなくて、二四条で厳しい解釈を採ると、消費者個人には認められていないから、ドイツと状況は同じだということ議論するか、あるいは、二四条でもし認められているのであれば、もはや消費者に訴権があるのだから、それほど気にしなくていいということになるのか、そういう話になるのではないのでしょうか。

池田 どうもありがとうございました。まず不正競争防止法については、概ね田村先生のご指摘の通りだと思います。もっとも、消費者契約法四条では、対象となる事項が「重要事項」

に限られていますので、その点は注意する必要があると思いますが、しかし、そもそも「重要でない事項」とは、契約締結に影響を及ぼさないから「重要でない事項」であるとの理屈もつけようと思えばつけられますので、この点はあまり気にする必要がないように思います。従って、田村先生の指摘は当たっているように思います。

他方、田村先生の指摘の通り、独禁法上の抱き合わせ販売については意味があるかもしれません。また特定商取引法では、断っているのに何度も電話をかけてくる行為について規制があつたはずですが、そのような行為の差止めは考えられると思います。もちろん、これもどこまで実効性があるのかという問題は残りますが。

次に独占禁止法の二四条との関係ですが、「濫訴の弊」と言つたときに、消費者も訴えて、団体も訴えて、それで収集がつかなくなるというイメージではないように思います。ここで考えられているのは、消費者団体がいくつもあつて、ある団体が負けても、また次の別の団体が同じ問題について訴訟を提起してくる、あるいは同時並行的に訴えられるといった事態を想定して議論されています。さらに一番警戒しているのは、いわゆる反社会的勢力、たとえば総会屋みたいなものです。この点は非

常に意識されており、そこでも「濫訴の弊」が語られています。

それから、もし消費者個人に差止請求権が認められるのであれば、消費者団体に訴権を与える実益はあるのかという考え方もありうるわけで、これはまさに田村先生が指摘されたように、独禁法二四条をどのくらい広く解釈していくかという問題とながつてくると思います。ただし、事実の問題として、たとえ消費者個人が差止請求できるとしても、コストの面から考えて、実際にそんなことをできるだろうかという問題はあります。消費者団体ですら、ある程度の資金力がないと、訴訟を維持していくのは難しいわけです。そもそも個人にそのようなことができるだろうか、例えば個人に差止請求権があつたとしても、事実として、それを行使することはできないのではないかと、現実的ではないのではないかと、だからこそ、団体にやらせてはどうかという発想が出てきたわけで、それが今回のような改正案になつたというのが実相だと思えます。

ただし、これから団体に求められる要件とも関わりますので、少し発言させてください。

まず変な団体が出てきては困るという考え方はよく分かります。とりわけ制度の発足時期に、それが変な使われ方をされると、社会的に信用されない制度になってしまいます。しかし、骨

子』のように、これだけ団体にいろいろな要件を課しても、ある意味で「紙（＝書面）の上での要求」と言ってしまうえば、あくまで「紙の上での要求」にすぎないわけですから、これで本当にふさわしくない団体が排除される保障はないわけです。つまり、要件はほどほどのものとどめ、審査の方法の方で考えてみるという選択肢もあるように思います。

実は消費生活審議会にいろいろ関係からか、昨年（二〇〇五年）の暮れ、北海道の指定管理者制度の選定委員を務めました。これは、北海道が管理している建物やセンターの運営を各種団体に委託する制度で、私が担当したのは北海道消費者センターと市民活動促進センターの二カ所です。消費者センターは相談員さんがいて、商品テストなどもやっています。市民活動促進センターの方は、いろいろな資料等が備えてあって、市民活動をしようにという方々のサポートをする場所です。

内実を言いますと、消費者センターの方は候補者が一団体しもなく、すんなり決まりました。しかし、市民活動促進センターについては、二つの団体が名乗りを上げ、従来その管理を行っていた団体と新たに参入しようとする団体の競争になりました。優劣は微妙で、非常に難しい判断となり、事実、委員の間では意見が割れました。後でその議事録は公開されるはずですが、

ところで、この審査の過程で気づいたのですが、書面は、つまり、形式は揃っているのですが、それだけでは今ひとつ具体的なイメージがわかない場合があります。幸いなことに、指定管理者制度の場合、申請団体にプレゼンテーションしていただき、質疑応答する機会があり、そこでお話を伺ってみると、実際にどのような団体で、どのような実態で、そして、どのような活動をしてきたのかがかなりリアルに分かりました。ですので、厳しい要件を課したうえで書面審査だけにするのか、要件は緩和しつつ、実際にお話を伺う機会を設けるのかといったあたりは、もちろん、後者の方が優れているという意味ではあります。ですが、少し考えてみた方がよいかもしれません。

では、具体的に今の話がどのようにつながっていくかですが、『骨子』の「2 適格消費者団体」の「② 適格要件」では、「ア」で次のように記されております（NB L八二四号七六頁）。途中からですが、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るため、活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間継続して、適正に行っていると認められること。」とされています。この要件は、最終的には必要なものだと思うのですが、原理的にはおかしいとも言えるわけです。なぜなら、ある問題が発生をした、早急な解決が求められている、そこで被害

を受けた人たちが集まって解決を求めていく。これはありうる流れだと思えます。ところが、この要件はそのような流れでできあがるであろう団体に差止請求を認めない方向に働く規定であるわけです。これは私が参加した研究会でも問題となった点ですが、しかし、私自身はこのような問題点を指摘しつつも、あえてこの方針に賛成しました。その理由は、確かに原理的にはおかしいのかもしれないが、ある日突然形成され、何の活動実績もない団体に請求権を与えるとすると、反社会的勢力をおそらく排除できなくなる、そして、その団体の実相を知るには、書面上どうであるとか、定款に何が定められているかという点よりも、実際にその団体がそれまでの数年間にどんな活動をしてきたかを見れば一番よく分かるはずであると考えたからです。原理的には問題かもしれないが、今の状況を前提とすると、このようにしておいた方がよいだろうと判断したわけです。

ところが、『骨子』では、このような要件に加え、さらに「キ」で「暴力団等の反社会的存在が排除されていることその他の欠格事由が該当しないこと」とされており（NL七七頁）、「ア」と「キ」が全く別の要件とされているようです。もちろん、「キ」が要件となるのも当然でしょう。しかし、「キ」の要件を最も実効的に確保するための要件が「ア」なのではないか、そのよ

うな要件の相互連関性もあるように思えます。つまり、「ア」の要件の位置づけ、つまり、それを「キ」を実現するための手段と考えるのか、全く別個独立のものと考えてるので、受ける印象はかなり変わってくるように思います。そして、『骨子』は、消費者団体とは全体の利益に奉仕すべき存在なのだから、認定を受ける以前の段階でも立派な活動をしていなくてはならないというイメージでこの要件を設けているように思うわけです。

繰り返しますが、この要件を設けること自体に反対しているわけではありません。そうではなく、単なる見え方の差なのかもしれないませんが、この要件の位置づけを問うているわけです。

司会 総会屋が出てくることを排除したいということですが、総会屋が個人として来るのは、結局排除できないのではないのでしょうか。そうだとすると、個人に訴権を認めずに、団体に限定する必要があるという方針をもし採るとすると、その理由は個人に商品設計——ここでは「契約」を商品ととらえているのですが——を任せ過ぎると問題があるということだったのではないのでしょうか。

池田 立案の段階では、まず団体に差止請求権を与えることを前提に、そこからいかに反社会的勢力を排除するかが語られています。他方、個人に差止請求権が認められるか否かは争点

化されておらず、個人に商品設計を認めるとか認めないという話はあまりなされていません。もし個人に差止請求権が認められないとすると、それはどのような理由からだろうかとという観点から、思いついたことを報告しただけです。

司会 しかし、総会屋を排除したいから差止請求権の主体を特定の団体に限定するのだと言いながら、他方では、個人による差止めを認めるとすれば、あるいはそれがだめでも、たとえば無効主張や取消は消費者契約法でも認めているわけですからね。それは消費者なら誰でもできるわけで、それをみんながやりだせば、結局、差止めと似たようなことになりませんか。

田村 やはり企業が一番恐れているのは差止めであって、個々の事案での無効主張ではないと思います。

池田 確かにご指摘のように、総会屋が一旦契約を結んでおいて、自分の結んだ契約について文句を言ってくるということはあるかもしれません。しかし、この場合、企業にとってはその当事者限りのものですから、あまり影響はないのですが、差止めとなると、そもそも一定の行為が市場全体との関係で全面的に禁止されるわけですから、影響が甚大で、ここに総会屋が入り込む余地があるように思います。

それから、これはかつてのドイツの話ですが、緩やかな要件

の下で団体に差止請求を認めるときに、弁護士が手数料を稼ぐためにこの制度を使いはじめたということも実際に一部であったようです。過去にはそのような危惧すべき状況もあったとも言われておりますので、団体なら何でもいいということではなく、一定の要件を設けるとともに登録制にしているわけです。

また登録制にするにはメリットもあります。事業者から見れば、この団体は本当に差止請求できる団体なのかどうか裁判所に行く前に分かる、これがもし分からないとなると、事業者にとっては実は非常に問題なのです。なぜなら、消費者団体による差止請求の場合、実際には訴訟だけが問題ではないのです。たとえば消費者団体が違法な行為を発見した場合、今でも事業者に対して「やめなさい」と求めています。そして、それで事業者が本当にやめたなら、それで事は済むわけで、訴訟を起こす必要はありません。現在、消費者団体は、事実としてそのような活動を行っています。問題は、事業者がそのような警告を無視した場合です。団体訴権がないとすると、無視されても、消費者団体にはそれ以上の法的手段がありません。しかし、団体訴権が与えられるなら、もし違法な行為をやめなかつたら、訴訟を起こすと事業者に言えるわけです。団体訴権には消費者団体がそのような交渉力を持つことになる点にも社会

的意義、存在意義があるわけです。そして、その力を十分に發揮させるには、登録制と採って、自分はこのようなお墨つきのある団体なのだと言えるようにした方が、団体としても活動しやすいのかもしれない。また事業者側としても、この団体から言われたらどうなるという予見可能性が高まりますので、登録制にした方がよいと主張されることがあります。

しかし、登録制はよいとしても、例えば「イ」では、その団体が「特定非営利活動法人または公益法人であること」とされており(「NBL七六頁」)、では、生活協同組合は何故だめなのかということになります。このような制限がふさわしいかは疑問です。もともと、生協を含め、いろいろな団体が発起人となつて、「消費者機構日本」という団体も設立されたそうですので、このハードルはうまくクリアできるのかもしれない。

司会 これは、自治体はだめなのですか。

池田 自治体はだめでしょうね。自治体は、行政としてやりなさいという趣旨ではないでしょうか。

司会 しかし、今のままでは自治体が裁判所を通じて差止めを求めることはできないわけですよ。

池田 確かにその通りです。結局、自治体が消費者団体をサポートする形になるのでしょうか。ご指摘の通り、この点は今

後考えてみる必要がありそうです。

司会 ほかに質問等がある方はいかがでしょうか。そろそろ終了時間になってしまいましたので、最後に吉田先生からご挨拶をいただければと思います。

吉田 今日のシンポジウムは、悪天候という事情はありましたが、本当に充実したものであったと思います。その点で、報告者の先生方、また参加してくださったすべての方に御礼申し上げます。シンポジウムを閉じるに当たりまして、本研究プロジェクトの目的との関係で、私が今日のシンポジウムから何を学んだのかということ、若干申し上げておきたいと思っています。まず島田先生のご報告に関してですが、そこで官民協働という観点が出されました。私たちのプロジェクトは、公私協働でやっているのですけれども、今日出された意味での官民の協働という観点はあまりなかったと思います。やはりそれは大事な問題だということはよく分かりましたし、これから十分考えていきたいと思っています。ただ、私たちの研究プロジェクトで狙っているのは、新しい実定法パラダイムの構築ということですから、この関係で官民協働をどうやって受けとめるのかというのは、また結構大変な問題になるのかもしれない。それは、宿題といえますか、これからの課題ということにさせていただけ

ればと思っています。

次に、われわれの研究プロジェクト全体の局面にかかわりませんが、池田報告で扱われたように、消費者団体訴権などの制度が具体化されようとしています。このような制度の下で、この研究会で議論していたことが、具体的に実践されるという局面に入っていくといつてよいように思います。それは大変結構なことではあるけれども、いままでのような議論のレベルでよいかが改めて問われるということでもありません。より具体的に問題を論じることが必要になってきているのではないかと、ということです。

それでは、より具体的な課題というのはいったい何だろうかと言うと、私の頭は二分法的にできていて、大体、二つに切る発想を採ります。そのように二分法で課題を整理しますと、一つは、不当な行為をどのように抑制していくのかという問題、もう一つは、不当な行為がなされてしまった場合に、その被害をどのように回復していくのかという問題、この二つに整理できると思います。私の頭の中では、前者は、公共的利益の侵害に事前にとのように対処するののかという問題です。後者は、私的・個別的な利益の侵害があった場合にその救済をどうするかという問題で、両者は、かなり明確に分かれています。

それでは、まず前者の問題にどのように接近していくのか。ここが、この研究会の一つのポイントだと思つたのですけれども、刑事法や行政法、そして民法が、それぞれ役割分担を考えながら、協働してやらないかという話であるわけです。ただ、これだけですと、かなり陳腐な話ということでは終わりがねない。今日、大変勉強になったのは、刑事法の領域と行政規制あるいは行政法の領域で、金銭的な給付という形で、相互の協働のあり方を考えるということが、結構あるのではないかと、ということとです。つまり、これは、今日のお話の中で言うと、没収の話と課徴金の話ですね。これらには、機能的にはかなり共通のものであると思うのです。それを相互にどのように機能分担していくのかということは、かなり大事な論点だろうと思います。そして、その場合、利益剥奪という問題が観点として重要なだろうということ学びました。

さて問題は、それを踏まえて、民法はどのように絡んでいくのかという点です。

今日の池田報告の中で、差止めの主体としては消費者団体を位置づけるといふ観点が強調されました。これは誠にまっとうな発想でしょう。差止めについては、基本的に公共的な性格を持つっていると私は思っています。その効果が差止めを請求した

原告だけでなく、他の市民にも波及していくからです。そのような性格を持つ差止めを、公共性を担う団体によって実現していくというのは、とてもよく分かる話です。

池田報告の検討の対象になった「消費者契約法の一部を改正する法律案(仮称)の骨子」については、私は、正直に言って、少し限定的に過ぎるのではないかという印象を持っています。差止めをもう少し広く認めていってもよいのではないかと、いうことです。しかし、「骨子」が打ち出している考え方で重要な点として学んだのは、金銭的給付の問題です。差止請求権の行使に当たっては、相手方から金銭的利益を得ることが原則として禁止されています。そのような限定を付したうえで、差止めだけを認める。ここで問題となっている差止めの公共的性格を踏まえれば、これも、きわめてまっとうな発想なのだろうと思います。

以上を踏まえた上で、民法としてはさらに考えなければならぬ問題が二点あるように思います。一つは、利益剥奪を民法としてどう考えるかという問題です。もちろん準事務管理とかそういう法理はあります。しかし、そのような伝統的法理だけでなく、先ほど申し上げた公私の協働という枠の中で、民法として、どういふふうを受け止めていくかが問題となるわけです。

この問題は、今までも考えてきたとは思いますが、今後も大事な問題として考えていく必要があると思います。

もう一点は、個人の差止めをどう考えるかという問題です。池田報告においては、これに消極的なスタンスが表明されました。個人に差止めを認めると、個人に制度設計を任せるところになってしまおうというのがその理由でした。これは、今日の論点においては、説得的な話だと思えます。しかし、この論理を差止め一般にまで及ぼせるか。その点については、なお考えるべき問題があるように思います。私は、結論的には、個人の差止め一般にこの論理を及ぼすべきではないと考えています。が、詳細は、なお今後の課題としたいと思います。

今後具体的に検討すべきもう一つの大きな問題、つまり違法な行為が実行されてしまった場合の被害の回復の問題についても若干の点を申し上げます。これは、基本的には、個人的・私的利益の問題だと思えますけれども、今日は、この問題に関して、二つの可能性が提示されたように思います。

一つは、団体訴権の中で個人の損害の取りまとめという可能性です。取りまとめという表現がいいかどうかは問題ですが、しかし、これはよく分かる話です。フランスでも同様の考え方で団体訴権が組み立てられているように思います。それだけで

あればあまり意義がないというふうに池田先生はおっしゃったのですが、しかし、これも結構意義は大きいのではないかといい気はしています。やはり一人では、実際には被害の回復がでないけれど、それが集まることによってできるようになるということとは、あるような気がしますので、それはそれで意義を評価していいのではないかと思います。

もう一つ勉強になったのは、刑事法の話です。没収を被害者救済のために活用するというのは、全然考えたことがなかったというか、全く知識がなかっただけなのですけれども、とても勉強になりました。ただ、その際に、理論的に言えば、すでに申し上げましたけれども、没収を通じて犯罪行為を抑制するか、一般予防というのは、公共的な話だと思ふのです。それを私的・個別的な被害の回復というところに使うという場合には、理論的なつながりを何か付ける必要がある。ただ、他方で、あまりそんなことを言わなくても、使えるものであれば使つていいのではないかといい発想もありうるわけで、それはそれとかなり魅力的です。これらの点も、今後考えていきたいと思つていきます。

以上、私なりに勉強したことを最後に申し上げさせていただきました。どうもありがとうございました。

司会 それでは、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)